

令和3年度 PPP／PFIに関する支援対象の決定について

内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP（Public Private Partnership）／PFI（Private Finance Initiative）を推進しており、地方公共団体等に対し関連する支援を実施しています。

3種類の支援制度について、令和3年3月12日まで募集しておりましたが、このたび支援対象を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

① 地域プラットフォーム形成支援・・・秋田県、群馬県、愛媛銀行・伊予銀行（愛媛県）

地域におけるPPP／PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援します。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施します。

② 優先的検討規程運用支援・・・行方市（茨城県）、八街市（千葉県）、諏訪市（長野県）、豊明市（愛知県）、羽曳野市（大阪府）、智頭町（鳥取県）、新居浜市（愛媛県）

PPP／PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程の策定や、規定を運用して具体の事業をPPP／PFIにて進捗させる過程を支援します。

③ 高度専門家による課題検討支援・・・杉並区（東京都）

高度な専門的検討を必要とするコンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施します。

なお、今後、追加的な予算執行が可能となった場合には、上記の他の応募要件を満たす案件の中から、支援対象を追加することがあります。

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP／PFI推進室） 佃、神田、片岡
TEL：03-6257-1655